

校の中学生を対象に実施している。夜通し歩いて高尾山山頂を目指す事業で、中学生の気力・体力を涵養しつつ、中学生と大人だけでなく、運営を行う地域の大人たちの交流にもつながっている。

これらの事業は東京都「こころの東京革命推進モデル」として指定を受け、特色ある取組として評価されている。

第3節 関係機関の機能強化，地域における多様な担い手の育成

1 専門職の養成・確保

(1) 医療・保健関係専門職（厚生労働省）

厚生労働省は、募集定員20名以上の臨床研修病院・大学病院が行う臨床研修では将来小児科医と産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしている。また、保健師、助産師を含む看護職員の養成課程では、学校保健や地域母子保健、小児看護学等から構成された教育内容としている。

(2) 児童福祉に関する専門職（厚生労働省）

厚生労働省は、児童福祉施設や児童相談所などの体制を強化するため、**児童福祉司**や**児童心理司**、**児童家庭相談担当職員**などに対する研修の充実などを図っている。

(3) 思春期の心理関係専門職（法務省，厚生労働省）

厚生労働省は、**精神保健福祉センター**や**保健所**における相談体制を強化するため、思春期精神保健に関する専門家が少ない現状を考慮し、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者を対象に、思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修を実施している。

法務省は、少年鑑別所に勤務する**法務技官**に対し、心理査定や心理療法に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、心理関係専門職としての計画的な養成を行っている。

(4) 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職

ア 少年補導職員（警察庁）

警察は、平成25（2013）年4月1日現在、非行少年の立ち直り支援や被害少年への支援などを行う、少年問題に関する専門組織である「**少年サポートセンター**」を全国に196か所設置するとともに、全国に約900人の**少年補導職員**を配置している。少年補導職員は、少年相談、継続補導、被害少年の支援などの専門的・継続的な活動を行っており、時代に応じて変化する少年の問題に的確に対応できるよう、都道府県単位、あるいは、全国規模で研修を行うなど必要な知識の修得に努めている。

イ 少年院の法務教官（法務省）

法務省は、少年院在院者の矯正教育に当たる少年院の**法務教官**に対して、職務に必要な行動諸科学などに関する専門的な知識と技術を付与するための研修体制を整備している。また、日々の事例を通しての研究会を頻繁に行うなど、非行少年の処遇に関する指導力の向上を図っている。

ウ 保護観察官（法務省）

法務省は、非行少年の更生保護、犯罪・非行の予防に関する業務を担当している、地方更生保護委員会事務局と保護観察所の**保護観察官**に対して、家庭に複雑な問題を抱えた非行少年や処遇困難なケースに対応できるように、処遇能力の向上に資する研修などの一層の充実を図っている。

2 地域における多様な担い手の育成

(1) 青少年リーダー等の育成（内閣府，文部科学省）

内閣府は，地域で中心的役割を担っている青少年育成指導者，少年補導委員，青少年育成に関する活動を行う各種団体の指導者に対して，子供や若者に係る諸問題の状況について情報提供するとともに，政府の施策について理解を深め，様々な課題への対応能力の向上を図るため，研修会を開催している。平成26（2014）年度は，中央研修大会を東京で，ブロック研修会を全国6ブロックで開催した（第2-4-15図）。また，新たに，地域の若手指導者などのリーダーシップや企画力などの向上に資する青年リーダー研修会を東京で実施した。

独立行政法人国立青少年教育振興機構を始めとする青少年教育施設は，青少年関係団体の指導者などを対象とした自然体験活動指導者養成や体験活動安全管理講習などの研修を行っている。

第2-4-15図 子ども・若者育成支援のための地域連携推進事業



（出典）内閣府資料

COLUMN No.17

内閣府子ども・若者育成支援のための 地域連携推進事業「青年リーダー研修会」

内閣府青少年啓発担当では，全国各地域において社会貢献活動を担う10代後半から40代前半の青年43名を対象に，それぞれの活動の拡大・発展に資するリーダーシップ能力の向上を目的として，平成27（2015）年1月に「青年リーダー研修会」を開催した。

3日間の研修では，①サービス・ラーニング（知識を活動に活かし，また活動から必要な知識の方向性を学ぶプログラム），②コミュニティ・オーガナイズング（地域住民による活動を活性化させるリーダーシップ手法）などを講義・演習で学んだ。

全国各地域から集まった青年たちは，地域で青少年を育成する活動，日本を訪れる外国人留学生への支援，故郷の活性化を目指す活動などそれぞれの取組について熱心に意見交換を行い，相互に大いに刺激を受けるとともに，研修終了後も交流の輪は力強く継続し，お互いに学んだ有用な活動手法を実践に移す試みも見られるなど，着実に実を結びつつある。



(2) 民間協力者の確保

ア 保護司（法務省）

保護司は、「保護司法」（昭25法204）に定めるところにより、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、処遇の専門家である保護観察官と協働して、保護観察、生活環境の調整、地域社会における犯罪予防活動に当たっている。現在、全国で約48,000人の保護司が法務大臣の定めた保護区ごとに配属され、それぞれの地域で活動している。

法務省は、近時、犯罪・非行の態様や保護観察に付された人の抱える問題の複雑化・多様化が進んでいることから、これらに適切に対応するため、幅広い世代・分野からの保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司研修の充実を図っている。また、近年、保護司の確保が困難になっている状況に鑑み、幅広い分野から保護司候補者を得るとともに、新任保護司の不安を軽減するために、保護司の活動を組織としてサポートできるよう基盤整備に努めている。

イ 更生保護関係施設・団体

保護司以外に、地域の中で更生保護を支えている民間の施設・団体として、次のような施設・団体が挙げられる。

法務省は、これらの施設・団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の積極的な促進を図っている。

・更生保護施設

「更生保護事業法」（平7法86）の定めるところにより、法務大臣の認可を受けるなどして設置・運営される施設である。保護者がいないなどの理由で改善更生が困難な少年院仮退院者や保護観察中の少年を保護し、各種の生活指導や宿泊場所の供与、食事の給与、就労の援助などを行うことにより、その自立更生を支援している。平成27（2015）年4月1日現在、全国に更生保護施設は103施設あり、このうち少年を対象とする施設は84施設ある。

・更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとするボランティア団体であり、非行のある少年の改善更生の援助、地域社会の非行防止、子育て支援活動など、地域に根ざした幅広い活動を展開している。平成26（2014）年4月現在、約173,000人の会員が、市町村などを単位に地区会を結成し、全国各地で活動している。

・BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体である。平成26（2014）年4月現在、約4,500人の会員が、市町村などを単位とした地区組織や大学を単位とした学域組織を結成し、全国各地で活動している。

・協力雇用主

犯罪や非行歴のある人に、その事情を承知した上で職場を提供し、その人の立ち直りに協力しようとする民間の事業主であり、平成26（2014）年4月現在、全国に約12,600の協力雇用主がいる。犯罪や非行歴のある人は、そのために職業を得ることが難しく、また、就職しても職場での理解を得にくい場合があるため、協力雇用主は、健全な就業生活の確保に極めて重要な役割を果たしている。

ウ 人権擁護委員（法務省）

法務省は、様々な人権問題に対処するため、幅広い世代・分野の出身者に人権擁護委員を委嘱している。子供や若者に関する人権問題は、いじめや体罰、児童虐待、児童買春など、その対象や問題背

景が多岐にわたることから、全ての人権擁護委員に対し、各種研修によりこれらの問題に関する知識の習得を図っている。また、人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会や都道府県人権擁護委員連合会、人権擁護委員協議会に設置されている子ども人権委員会や子ども部会が中心となり、子供から送られてくる相談の手紙に対する返信内容や子供を対象に実施している人権教室の実施方法について研究し、所属委員に対し研修を行っている。

エ 児童委員（厚生労働省）

児童委員は、民生委員をもって充てられ、平成26（2014）年3月31日現在、全国で約23万人が厚生労働大臣から委嘱されている。児童委員は、子供と妊産婦の生活の保護・援助・指導を行うが、必ずしも児童福祉の専門的知識を持つわけではないので、研修の実施によりその知識の習得に努めている。また、関係機関などと連携して活動を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から約2万人が指名され、児童福祉に関する事項を主に担当し、関係機関と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助と協力を行っており、研修により専門的知識の習得に努めている（第2-4-16図）。

第2-4-16図 児童委員



(出典) 厚生労働省「民生委員・児童委員ってどんな人?」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate15/dl/08.pdf>)

オ 母子保健推進員（厚生労働省）

母子保健推進員は、母性と乳幼児の健康の保持増進のため、家庭訪問による母子保健事業の周知、声掛け、健康診査や各種教室への協力を始め、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っている。

カ 少年警察ボランティア（警察庁）

警察は、少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、次のような少年警察ボランティア約59,000人を委嘱している（平成26年4月1日現在）（第2-4-17図）。

- ・少年指導委員（約6,600人）

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭23法122)に基づき、都道府県公安委員会から委嘱され、少年を有害な風俗環境の影響から守るため、少年補導活動や風俗営業所

などへの立ち入りといった活動に従事

・少年補導員（約52,000人）

街頭補導活動や環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事

・少年警察協助手員（約300人）

非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事

深刻化する非行情勢を踏まえ、大学生や女性、PTA関係者の委嘱により、人材の多様化を図るとともに、問題を抱える少年の立ち直り支援やインターネットを利用した声掛け補導活動など活動の多様化を図っている。また、全国少年警察ボランティア協会が行う各種研修会などの機会を利用して、非行の防止と健全育成のための活動を行うために必要な知識の提供に努めている。

キ 少年補導委員（内閣府）

内閣府は、地方公共団体が委嘱している少年補導委員（平成25（2013）年2月現在約6万人）や青少年センターなどの職員の技能や知識の向上を図るため、相談・助言の効果的進め方などを内容とする研修事業を実施している。

第2-4-17図 少年警察ボランティアによる立ち直り支援活動（農業体験）



（出典）警察庁資料

第4節 子育て支援等の充実

1 子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組

(1) 少子化対策の総合的な推進（内閣府）

政府では、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22（2010）年度から26（2014）年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、少子化社会対策基本法（平15法133）に基づく大綱（「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定））等により、総合的な少子化対策を推進するとともに、平成27（2015）年3月に新たな少子化社会対策大綱を閣議決定した。また、平成24（2012）年8月に公布された子ども・子育て関連3法¹⁸⁵に基づく子ども・子育て支援新制度¹⁸⁶について、子ども・子育て会議での具体的な検討を進め、平成27年4月より本格的に施行した。新しい制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）と小規模保育などへの給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・認定こども園制度の改善
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

(2) 保育サービスの充実（内閣府、厚生労働省）

待機児童数は、平成26（2014）年4月1日時点で21,371人であり、4年連続で減少したものの依然

185 「子ども・子育て支援法」（平24法65）、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平24法66）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平24法67）

186 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>